

財団法人 北海道農業企業化研究所寄付行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人北海道農業企業化研究所と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を北海道恵庭市戸磯193番地6に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、北海道における地域農業の企業化を図るため、そのモデル確立に必要な調査研究を行い、事業化・実用化を通じて地域農業企業化技術の啓発及び普及を図り、もって北海道農業の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域農業の企業化に利用可能な先端技術や新素材に関する調査研究
- (2) 装置型及び圃場農業生産技術力の高度化に関する調査研究
- (3) 農業生産物の商品競争力獲得に関する調査研究
- (4) 地域農業の企業化経営に関する調査研究
- (5) 地域農業企業化に向けての指導及び啓発
- (6) 地域農業企業化に関する研究成果の事業化及び実用化と普及
- (7) 産学官ネットワークの構築と交流の推進
- (8) 北海道農業の発展に功績のあった個人や団体の表彰
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産および会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産を持って構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社又は銀行等への預貯金、国債の購入等、安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、処分し、又は担保に供することができない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経、且、北海道知事の承認を得て、その2分の1までを処分し、事業費に充当することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(事業計画および予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決および評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の議決および評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3ヶ月以

内に北海道知事に届け出なければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えるものとする。

(特別会計)

第13条 この法人の事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係わる経理は、一般会計の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金)

第14条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入を持って償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決および評議員会の同意を経て、北海道知事に届け出なければならない。

(会計年度)

第16条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第17条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 5人以上10人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、会長、理事長、副理事長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添え、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

(職 務)

第19条 会長は、この法人を統括する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この法人の日常の業務を処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この寄付行為に定めるところにより、この法人の事務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は北海道知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任 期)

第20条 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬 等)

第22条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁済することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構 成)

第23条 理事会は、理事を持って構成する。

(権 能)

第24条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第25条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面を持って招集の請求があったとき。
- (3) 第19条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は、監事が召集したとき。

(招 集)

第26条 理事会は、第19条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が召集する。

- 2 前条2号又は3号いずれかの規定による請求があったときは、理事長は、当該請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 理事会の議事は、この寄付行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に

ついて書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数
 - (3) 出席した理事の数およびその氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。
- 3 第20条から第22条までの規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員を持って構成する。

- 2 評議員会は、第19条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員において互選する。
- 4 評議員会は、この寄付行為に別に定めたもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第34条 この寄付行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 この法人は、民法68条第1項第2号から4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、北海道知事の認可を得て、この法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第38条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 寄付行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄付行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

第8章 雑 則

(委 任)

第39条 この寄付行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄付行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第18条第1項及び第2項並びに第32条2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条第1項及び第32条第3項において準用する第20条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 5 第2条について、事務所の恵庭市への変更は北海道知事の認可を得た日とする。